

2. 昭和24年度文部省科学研究費交付金、科学試験研究費補助及び人文科学研究費補助の配分の方針について

〔諮問〕

総理庁甲第68号
昭和24年3月7日

日本学術会議会長 亀山直人 殿
内閣総理大臣 吉田 茂

昭和24年度文部省科学研究費交付金、科学試験研究費補助及び人文科学研究費補助の配分の方針について意見を承りたい。

右日本学術会議法第4条の規定によって、貴会議に諮問する。

〔答申 1〕

総発第 1 4 7 号の 1
昭和 2 4 年 3 月 1 8 日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿
日本学術会議会長 亀 山 直 人

昭和 2 4 年度文部省科学研究費交付金、科学試験研究費補助及び人文科学研究費補助の配分の方針について

本月 7 日附総理府令第 6 8 号で諮問があった標記の件について本会議では左記のとおり意見を提出する。

追って左記については、本会議第 2 回総会において検討を経て可決された議であることをここに申し添える。

記

1. 本会議に研究費配分委員会を設け、研究の必要その他の事情を考慮し昭和 2 4 年度の科学研究費等の配分並に交付の方針を決定して政府に勧告すること。
2. 政府は、文部省に研究費配分審議会を設け、各研究費申請者の申請内容を審査し、交付すべき研究者とその額を決定することをこれに委嘱すること。

なお、政府において、本会議の希望を入れて研究費配分審議会を設置される場合には別紙の諸氏を委員たるに適当な者として本会議から推薦する。（別紙略）

[答申2]

総発第279号
昭和24年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿
日本学術会議会長 亀山 直 人

昭和24年度文部省科学研究費交付金等の配分の方針について

3月7日附総理庁甲第68号をもって諮問された標記のことについては、既に3月18日付（日本学術会議）総第147号をもって一応本会議の意見を提出しておいたが、このたび更に、具体的な成案を得たので、ここに別紙のとおり答申する。

なお、この成案は、本会議に設置された研究費配分委員会の数次にわたる審議の結果得られたものであり、4月28日本会議第3回総会に諮って可決されたものであることを申し添える。

(別紙)

昭和24年度文部省科学研究費交付金・科学試験研究費補助及び人文科学研究費補助の配分の方針について

第一．配分の基本方針

次のとおりである。

- 1．日本再建のために重要な研究に重きをおくこと。

この点は、日本の当面する客観情勢に鑑みて当然のことであり、総司令部経済科学局ケリー博士からも経済9原則実施のために必要な研究に優先的に研究費を配当するようという申入れがあった。(別紙参照)

科学試験研究費補助は、特に、この方針に添うように配慮されなければならない。

- 2．基礎研究にも併せて力を注ぐこと。

当面の必要を重んずることは、もとよりのことであるが、そのために基礎研究を閑却することは許されない。乏しい国家財政の中から支出される研究費は、これら2つの基本的要請を勘考して、重要な研究、能力ある研究者に対して重点的に配分されなければならない。

- 3．共同研究を重んずること。

学問が、専門に分化する反面、総合的な共同研究を盛んならしめることは、きわめて必要である。

第二．配 分 額

次のとおりである。

1．科学研究費交付金	272,000,000円
内 訳	
1) 各個研究	
人文科学	
第一部	21,860,000円
第二部	5,310,000円
第三部	6,830,000円

小 計	34,000,000円
自然科学	
第四部	38,500,000円
第五部	61,000,000円
第六部	25,000,000円
第七部	41,500,000円
小 計	166,000,000円
計	200,000,000円
2) 総合的共同研究	20,000,000円
3) 人文科学研究費補助申請より廻付される研究	2,000,000円
4) 研究成果刊行費	20,000,000円
5) 文部省保留金	30,000,000円
2. 科学試験研究費補助	130,000,000円
3. 人文科学研究費補助	4,500,000円
4. 研究費配分審議会運営費	5,000,000円

第三. 研究費配分審議会の任務

1. 文部省に設置さるべき研究費配分審議会は、前記の配分の基本方針及び配分額に基き、個々の研究調書又は申請書を審議して、各研究に対する配当額を査定する。
2. 旧学術研究会議及び日本学術振興会の研究特別委員会は、左の方針に準據して処置する。
 - 1) 昭和24年度において設置を申請しているものは、研究課題の重要性、研究者の適格性、過去の研究業績等を客観的に審議、検討し、総合的共同研究組織として存置すべきものはこれに対する配当額を査定する。各個研究の申請と重複しているものは、そのいずれかを削る。ただし、前記の総合的共同研究のための配分額2千万円は、弾力的な枠を示したものである。
 - 2) 科学試験研究費補助によることを適当と認められる研究は、

その方へ回付して審議し、配当額を査定する。

- 3) 研究特別委員会の経理事務は、原則として日本学術会議で行うことを認めない。その代り、総合的共同研究組織の経理事務を日本学術振興会に委嘱することは差支えない。規模及び経費の比較的に大きな共同研究組織であって、1つの部に専属するものも、研究者の希望により同様の取扱いをすることができる。

第四．その他

- 1．研究機関に準ずべき学・協会を認定するために、日本学術会議に研究機関査定委員会を設置する。学・協会にして科学研究費交付金を受くることのできるものは、この委員会の定める一定の基準に合致したものでなければならない。
- 2．登呂遺跡の発掘事業は、世界的な意味をもっていること、継続事業であって中断を許さないこと、人文科学のみならず自然科学にも関係が深いこと等に鑑み、文部省保留金の中からこの研究のために配当することを認める。